

消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令（平成十九年政令第七七号）
（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（消費者契約法第十三条第五項第一号の政令で定める法律） 第一条 消費者契約法第十三条第五項第一号の政令で定める法律は、 次のとおりとする。 一～五 （略） <u>五の二 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）</u> 六～三十八 （略）</p>	<p>（消費者契約法第十三条第五項第一号の政令で定める法律） 第一条 消費者契約法第十三条第五項第一号の政令で定める法律は、 次のとおりとする。 一～五 （略） 六～三十八 （略）</p>